

生活保護に関する行政評価・監視－自立支援プログラムを 中心として－の勧告に伴う改善措置状況（回答）の概要

〔調査の実施時期等〕

- 1 実施時期 平成18年12月～20年7月
- 2 調査対象機関 厚生労働省、都道府県、市区

〔勧告日及び勧告先〕 平成20年8月1日 厚生労働省

〔回答年月日〕 平成21年4月10日

〔行政評価・監視の背景事情等〕

- 近年の厳しい経済・雇用情勢等を背景に、生活保護の被保護人員、保護率（人口千人当たりの被保護人員の割合）等は、平成7年度以降、増加・上昇を続けており、18年度は、被保護人員が約151万人（7年度：約88万人）、被保護世帯数が約108万世帯（7年度：約60万世帯）、保護率が11.8‰（パーミル。7年度：7.0‰）。
- 厚生労働省は、平成15年8月に社会保障審議会福祉部会に生活保護制度の在り方に関する専門委員会を設置。同専門委員会では、「利用しやすく自立しやすい制度へ」という制度見直しの基本的視点の下に検討を進め、16年12月に報告書を取りまとめ。その中で、自立支援について、これまでの経済的給付に加え、福祉事務所が組織的に被保護世帯の自立を支援する制度に転換するため、その具体的手段として自立支援プログラムの導入を推進していくことを提言。
- 厚生労働省は、平成17年3月、都道府県等に対し、自立支援プログラムの導入の趣旨、策定の流れ及び運用方針を内容とする自立支援プログラムの基本方針を示しているが、被保護者の自立をより一層支援するためには、被保護者の抱える多様な課題に対応した幅広い自立支援プログラムの策定と実効性の確保が課題。
- この行政評価・監視は、生活保護行政の効果的かつ効率的な実施の観点から、特に、自立支援プログラムを中心に生活保護行政の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施。

勧告要旨	関係省が講じた改善措置状況
<p>1 被保護世帯の多様な課題に対応した自立支援プログラムの策定の促進</p> <p>厚生労働省は、福祉事務所における被保護世帯の抱える多様な課題に対応し、かつ、組織的な自立支援の推進に資する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 自立支援プログラム導入の趣旨・目的及びそのメリットに関する理解を福祉事務所に徹底すること。</p> <p>② 福祉事務所が自立支援プログラムを策定するに当たって必要な自立阻害要因等の類型化の具体的方法を明示すること。</p> <p>③ 福祉事務所のニーズを踏まえて、更に各自立分野にわたって多様な自立支援プログラムの例を手引(案)などにおいて示すこと。</p> <p>(説明)</p> <p>【制度の概要】</p> <p>○ 自立支援プログラムの導入の趣旨</p> <p>厚生労働省は、①被保護世帯が抱える様々な問題に的確に対処するための「多様な対応」、②保護の長期化を防ぎ被保護世帯の自立を容易にするための「早期の対応」、③効率的で一貫した組織的取組を推進するための「システム的な対応」が可能となるよう、平成17年3月、都道府県等に対し、「自立支援プログラム」による自立支援に積極的に取り組むよう通知(「平成17年度における自立支援プログラムの基本方針について」(平成17年3月31日付け社会・援護局長通知)。以下「17年度基本方針」という。)</p> <p>○ 自立阻害要因の類型化</p> <p>福祉事務所は、管内の被保護者の状況や自立阻害要因を類型化した上で、被保護者の類型ごとに取り組むべき自立支援の具体的内容と実施手順等を自立支援プログラムに定めることが必要</p> <p>○ 幅広い自立支援プログラムの策定(策定分野(3分野))</p> <p>厚生労働省は、都道府県等に対し、福祉事務所において、i) 経済自立分野、ii) 日常生活自立分野、iii) 社会生活自立分野に関する自立支援プログラムを幅広く用意し、被保護者の抱える多様な課題に対応できるようにするよう通知(17年度基本方針)</p>	<p>→① 平成20年10月及び11月に開催した「生活保護担当指導職員ブロック会議」(全国を3ブロックに分けて開催。以下「ブロック会議」という。)、21年1月21日に開催した「全国厚生労働関係部局長会議」(以下「部局長会議」という。))及び同年3月2日に開催した「全国社会・援護局関係主管課長会議」(以下「主管課長会議」という。))において、都道府県、指定都市及び中核市(以下「都道府県等」という。))に対し、自立支援プログラム導入の趣旨・目的及びメリットについて改めて説明し、多様な問題を抱えた被保護世帯の支援に資するよう更なる多様なプログラムの策定の推進を要請したところ。</p> <p>→②③ 福祉事務所が、管内の被保護者の自立阻害要因等を類型化し、これを踏まえた多様な自立支援プログラムを策定できるよう、プログラム策定に当たっての自立阻害要因等の類型化の具体的方法、先進的な又は有効な自立支援プログラム等を事例集としてまとめ、平成21年4月にすべての保護の実施機関に情報提供する予定。</p>

勧告要旨	関係省が講じた改善措置状況
<p>○ 厚生労働省におけるプログラム例の提示 厚生労働省は、平成17年3月、「自立支援プログラム導入のための手引（案）」（平成17年3月31日付け社会・援護局保護課長事務連絡。P 4 参照）により、福祉事務所に対し、11のプログラム例を提示。</p> <p>【調査結果】</p> <p>○ 調査対象福祉事務所(74 か所)における自立支援プログラムの策定状況</p> <p>i) プログラムが全く策定されていない福祉事務所あり(2 福祉事務所)</p> <p>ii) プログラムの策定分野は限定的(1 分野のみが 40 福祉事務所、2 分野が 25 福祉事務所、3 分野 7 福祉事務所)</p> <p>iii) 管内の被保護者の状況等からみて策定することが望ましいプログラムが策定されていない例あり(「高齢者世帯」、「母子世帯」及び「精神障害者」の割合が高いが、これに対応したプログラムが未策定のものが 18 福祉事務所 19 プログラム)</p> <p>【原因】</p> <p>① 福祉事務所においてプログラム導入の趣旨・目的及びそのメリットが十分に理解されていないこと</p> <p>② 福祉事務所で自立阻害要因の類型化の方法が分からず、類型化を行っていないこと</p> <p>③ 厚生労働省により「母子世帯」など近年増加している被保護世帯を対象としたプログラム例が示されていないこと</p>	

勸告要旨	関係省が講じた改善措置状況								
<p>2 自立支援プログラムの実効性の確保</p> <p>厚生労働省は、福祉事務所における自立支援プログラムの実効性の確保に資する観点から、手引（案）に現在掲載されている自立支援プログラム例及び今後掲載される自立支援プログラム例について、支援内容、実施の手順等その内容を充実させる必要がある。</p> <p>（説明）</p> <p>【制度の概要】</p> <p>○ 厚生労働省は、平成17年3月、「自立支援プログラム導入のための手引（案）」により、福祉事務所に対し、11のプログラム例を提示</p> <table border="1" data-bbox="224 558 1131 1045"> <thead> <tr> <th>策定分野</th> <th>プログラム例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経済自立分野 (4プログラム例)</td> <td>①就労支援事業活用プログラム ②福祉事務所における就労支援プログラム ③若年者就労支援プログラム ④精神障害者就労支援プログラム</td> </tr> <tr> <td>社会生活自立分野 (1プログラム例)</td> <td>○社会参加活動プログラム</td> </tr> <tr> <td>日常生活自立分野 (6プログラム例)</td> <td>①日常生活意欲向上プログラム ②高齢者健康維持・向上プログラム ③生活習慣病患者健康管理プログラム ④精神障害者退院促進支援事業活用プログラム ⑤元ホームレス等居宅生活支援プログラム ⑥多重債務者等対策プログラム</td> </tr> </tbody> </table> <p>【調査結果】</p> <p>○ 厚生労働省が示したプログラム例の内容が不十分</p> <p>厚生労働省が手引（案）で示した11プログラム例のうち7プログラム例は、対象者及び支援例が示されているだけで、支援の具体的内容、実施の手順等が示されていない。</p> <p>○ 支援内容、実施の手順等が明確にされていないプログラムあり</p> <p>72福祉事務所164プログラムを調査した結果、7福祉事務所8プログラムにおいて、支援内容、実施の手順等が明確にされておらず、組織として効果的に継続した支援を行い得ないおそれがある。</p>	策定分野	プログラム例	経済自立分野 (4プログラム例)	①就労支援事業活用プログラム ②福祉事務所における就労支援プログラム ③若年者就労支援プログラム ④精神障害者就労支援プログラム	社会生活自立分野 (1プログラム例)	○社会参加活動プログラム	日常生活自立分野 (6プログラム例)	①日常生活意欲向上プログラム ②高齢者健康維持・向上プログラム ③生活習慣病患者健康管理プログラム ④精神障害者退院促進支援事業活用プログラム ⑤元ホームレス等居宅生活支援プログラム ⑥多重債務者等対策プログラム	<p>→ 上記のとおり、先進的な又は有効な自立支援プログラムを事例集としてまとめ、平成21年4月にすべての保護の実施機関に情報提供する予定であり、この事例集において、支援内容、実施手順等の具体例を掲載する予定。</p>
策定分野	プログラム例								
経済自立分野 (4プログラム例)	①就労支援事業活用プログラム ②福祉事務所における就労支援プログラム ③若年者就労支援プログラム ④精神障害者就労支援プログラム								
社会生活自立分野 (1プログラム例)	○社会参加活動プログラム								
日常生活自立分野 (6プログラム例)	①日常生活意欲向上プログラム ②高齢者健康維持・向上プログラム ③生活習慣病患者健康管理プログラム ④精神障害者退院促進支援事業活用プログラム ⑤元ホームレス等居宅生活支援プログラム ⑥多重債務者等対策プログラム								

勧告要旨	関係省が講じた改善措置状況
<p>3 就労支援事業活用プログラムの効果的な実施</p> <p>厚生労働省は、被保護者の効果的な自立促進に資する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 福祉事務所において就労支援事業活用プログラムの活用が一層促進されるようその具体的な効果事例を収集し、都道府県、市及び福祉事務所を管理する町村に対して提供すること。</p> <p>② トライアル雇用事業の活用実績が低調となっている原因等を分析し、積極的な活用方策を検討すること。</p> <p>③ ナビゲーターについて、これらの活動実態に基づく明確な配置基準を策定した上、適正な配置を行うこと。</p> <p>(説明)</p> <p>【制度の概要】</p> <p>○ 就労支援事業活用プログラムの早急かつ優先的な実施 厚生労働省は、平成17年度から被保護者の効果的な自立促進を図るため、安定所と福祉事務所の連携による就労支援事業を開始。福祉事務所は、就労支援に関するノウハウがないため、安定所における専門的な就労支援のノウハウを活用する「就労支援事業活用プログラム」の早急かつ優先的な実施が必要</p> <p>○ トライアル雇用事業の活用 厚生労働省は、被保護者について、就業経験が十分でなく就職に不安を持っている者が多いと見込まれること、また、トライアル雇用事業(注)が常用雇用を求める被保護者の早期就職のために有効な手段と期待されることから、安定所に対し、就労支援事業活用プログラムによる支援メニューの一つに同事業の活用を指示 (注) 事業主が就職に不安を持つ被保護者を短期間試行的に雇用し、その適性や業務遂行可能性を見極め当該被保護者と事業主が相互理解を促進すること等を通じて、その後の常用雇用への移行を図ることを目的とする事業。</p> <p>○ 安定所におけるナビゲーターの配置 厚生労働省は、個々の被保護者の態様、ニーズ等に応じたきめ細やかな支援(就労意欲の喚起や履歴書の作成指導、面接のシミュレーション</p>	<p>→① 平成 21 年 4 月にすべての保護の実施機関に情報提供する予定である先進的な又は有効な自立支援プログラムの事例集において、就労支援事業を活用した福祉事務所の取組を紹介する予定。 また、ブロック会議、部局長会議及び主管課長会議において、改めて就労支援事業の内容と実績の周知を行い、併せて当該事業の活用を要請したところ。</p> <p>→② 「「生活保護受給者等就労支援事業」におけるトライアル雇用の活用促進について」(平成 20 年 9 月 25 日付け職就発第 0925001 号 都道府県労働局職業安定部長あて 厚生労働省職業安定局就労支援室長通知)により、各職業安定所に対し、①トライアル雇用の活用状況を再点検し、活用実績が低調な場合は、その原因を分析するとともに積極的な活用方策を検討する、②トライアル雇用の選定を積極的に検討するよう指示したところ。 平成 21 年度の早い時期に、厚生労働本省において、活用実績が低調な原因を分析するとともに職業安定所における活用方策を取りまとめ、効果的な取組みを全国の職業安定所にフィードバックする予定。</p> <p>→③ 平成 20 年度中に、ナビゲーターの配置基準として、一人当たりの①支援対象者数、②相談件数及び③就職者数の基準値を設け、21 年度の配置に反映させる予定。 具体的には、平成 20 年度における各都道府県労働局管内のナビゲーター一人当たりの①支援対象者数、②相談件数及び③就職者数の実績が、すべて基準値以下の場合は減員、すべて基準値を超える場合は増員するなどナビゲーターの配置に反映させる予定。</p>

勧告要旨	関係省が講じた改善措置状況
<p>ンなど)を行うため、被保護者の支援に専念する非常勤職員のナビゲーターなどを安定所に配置(平成18年度105人)</p> <p>【調査結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 就労支援事業活用プログラムの実施が不十分な福祉事務所あり <ul style="list-style-type: none"> 〔 調査した74福祉事務所のうち就労支援事業活用プログラムの実施状況等を調査した結果、就労支援事業活用プログラムを活用していないもの(5福祉事務所)や平成18年度において安定所に求職申込みを行った被保護者がいないもの(11福祉事務所)がある。 〕 ○ トライアル雇用事業の活用実績が極めて低調であるが、厚生労働省はその原因を未把握 <ul style="list-style-type: none"> 〔 平成18年度において、全国の就労支援事業活用プログラムによる支援を受けた被保護者9,129人のうち、トライアル雇用事業による支援を受けた者は、わずか22人。このうち常用雇用に移行した者5人 〕 ○ ナビゲーターについて、配置基準がないため、一人当たりの支援実績に大きな差がみられ、適正な人員配置となっていない例あり <ul style="list-style-type: none"> 〔 ・ 平成18年度における全国47都道府県労働局ごとのナビゲーター一人当たりの年間延べ支援対象者数は、最小2人ないし最大107.8人 ・ 年間延べ支援対象者数が10人未満となっているものが8都道府県労働局 	

勧告要旨	関係省が講じた改善措置状況
<p>4 その他</p> <p>(1) 扶養義務調査の適切かつ効果的な実施</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>厚生労働省は、福祉事務所が行う管外への扶養義務調査の適切かつ効果的な実施を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 福祉事務所において、管外に居住する扶養義務者に対して実地に調査を実施する場合には、事前の調査、連絡を徹底するよう、都道府県、市及び福祉事務所を管理する町村を指導すること。</p> <p>② 管外への扶養義務調査について、その効果の分析・検証を十分に行い、その結果に基づいて同調査の在り方を検討すること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>【制度の概要】</p> <p>○ 扶養義務調査の実施</p> <p>福祉事務所は、被保護者の扶養義務者について、その職業、収入等につき要保護者その他により聴取する等の方法により、金銭的な扶養の可能性のほか、精神的な支援の可能性を調査（「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け厚生省社会局長通知））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被保護者の扶養義務者が管内に居住する場合には、福祉事務所が実地に調査 ・ 扶養義務者が管外に居住する場合には、まずその者に回答期限を付して照会し、当該扶養義務者に相当の扶養能力があると認められる場合には、できれば実地に調査 <p>○ 扶養義務調査に対する国庫補助</p> <p>福祉事務所が行う管外への扶養義務調査に要する旅費等の経費については、国から都道府県等に対して補助金(補助率10割)が交付。交付実績(収入資産調査に要する経費を含む。)は平成17年度7億757万円、18年度7億684万円</p> <p>【調査結果】</p> <p>○ 扶養義務調査の実施方法が不適切な例や扶養義務者からの金銭的な援助が得られていないものが多数</p>	<p>→① 管外に居住する扶養義務者に対して実地に調査する場合には、事前に当該扶養義務者の収入等について可能な限り把握し、調査日時等について事前に調査先へ連絡するよう、ブロック会議及び主管課長会議において、都道府県等に対し指導を行ったところ。</p> <p>→② 管外への扶養義務調査の効果の分析・検証を行うため、平成20年10月8日付け事務連絡により、都道府県等に対し、事業実績のあるすべての福祉事務所について、管外への扶養義務調査事業実績額並びに得られた経済的な援助及び精神的な援助の内容について報告を求めたところ。</p> <p>今後、管外への扶養義務調査の効果の分析・検証を行い、その結果に基づき、平成21年度中に同調査の在り方を検討する予定。</p>

勧告要旨	関係省が講じた改善措置状況
<p data-bbox="226 172 1151 379">平成17年度における管外への扶養義務調査旅費について、補助金の交付を受けている30福祉事務所のうち、旅費執行額に比べ、扶養義務者から得られた援助額が下回っているものが25福祉事務所、その旅費執行額の合計約706万円に対し、援助額の合計は約30万円。全く援助が得られていないものも18福祉事務所</p> <p data-bbox="219 432 976 459">○ 厚生労働省は事業の効果の分析・検証を行っていない</p> <p data-bbox="185 635 689 662">(2) 監査結果に基づく改善措置の確保</p> <div data-bbox="215 679 1144 847" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="219 687 1137 839">厚生労働省は、都道府県・指定都市が福祉事務所に対して実施する監査の改善措置の確保に資する観点から、都道府県・指定都市に対し、監査結果の指示事項に対する是正改善の状況の確認を徹底するよう指導等を行う必要がある。</p> </div> <p data-bbox="226 858 309 885">(説明)</p> <p data-bbox="226 906 398 933">【制度の概要】</p> <p data-bbox="237 951 1151 1430">○ 生活保護法施行事務に関する監査の実施主体 ①厚生労働省が都道府県及び市町村に対して行う監査、②都道府県が市町村（政令指定都市を除く。）に対して行う監査、③都道府県が自ら設置する福祉事務所に対して行う監査、④政令指定都市が自ら設置する福祉事務所に対して行う監査の四種類</p> <p data-bbox="237 1182 1151 1430">○ 指示事項に対する改善確保方策 都道府県・指定都市が行う監査における指示事項に対する是正改善の状況については、福祉事務所から期限を付してその結果を示す資料の提出を求めること、また、必要に応じて監査吏員を派遣して改善状況を確認することが必要（「生活保護法施行事務監査の実施について」（平成12年10月25日付け厚生省社会・援護局長通知））</p>	<p data-bbox="1178 687 2085 759">→ ブロック会議及び主管課長会議において、都道府県等に対し、次の指導を行ったところ。</p> <p data-bbox="1211 775 2085 935">① 国が行った監査の結果に対する是正改善の確認を徹底すること ② 都道府県・指定都市本庁による監査結果についても同様に是正改善の確認を徹底すること</p>

勧告要旨	関係省が講じた改善措置状況
<p>【調査結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 監査の指示事項が改善されていないケースあり <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>調査した 29 都道府県・指定都市（20 都道府県及び 9 指定都市）が平成 17 年度に実施した監査の指示事項（延べ 3,026 事項）について 18 年度における改善措置の確認状況を調査した結果、3 都道府県・指定都市において改善状況を十分に確認していないことから、監査の指示事項が改善されていないケースが 4 福祉事務所において 11 事例</p> </div> <p>(3) 生活保護業務実施方針の的確な策定</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>厚生労働省は、福祉事務所の効率的かつ効果的な業務運営の確保に資する観点から、都道府県、指定都市及び中核市に対し、当該福祉事務所における現状及び課題の把握を踏まえた的確な実施方針の策定を一層徹底するよう、必要な助言を行う必要がある。</p> </div> <p>（説明）</p> <p>【制度の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活保護業務実施方針の策定 <p>福祉事務所は、毎年度、i) 保護の動向及び雇用情勢など地域の状況の分析、ii) 前年度に監査において指摘された事項についての要因の分析、iii) 前年度に実施された業務の取組結果の評価・分析により把握した現状を踏まえ、取り組むべき事項、自立支援プログラムの導入等を内容とする実施方針を策定することが必要（「保護の実施機関における生活保護業務の実施方針の策定について」（平成 17 年 3 月 29 日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知））</p> <p>【調査結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉事務所において生活保護業務実施方針が的確に策定されていない例あり 	<p>→ ブロック会議、部局長会議及び主管課長会議において、都道府県等に対し、次の事項を助言したところ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 福祉事務所が毎年度策定する生活保護業務実施方針について、その策定方法を具体的に示している「保護の実施機関における生活保護業務の実施方針の策定について」（平成 17 年 3 月 29 日付け社援保発第 0329001 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を福祉事務所に対し周知すること ② 福祉事務所が的確な実施方針を策定できるよう、都道府県等の本庁が管内の福祉事務所に対し必要な指導又は助言を行うこと ③ 都道府県、又は指定都市が福祉事務所に対し行う監査においても実施方針が同通知を踏まえた内容になっていることを確認すること

勧告要旨	関係省が講じた改善措置状況
<p>i) 実施方針が策定されていない(1 福祉事務所) ii) 現状把握結果及び現状を踏まえた取り組むべき事項等が盛り込まれていない ①保護の動向及び雇用情勢など地域の状況の分析結果に基づき取り組むべき事項(16 福祉事務所)、②前年度の監査において指摘された事項の要因の分析結果に基づき取り組むべき事項(11 福祉事務所) iii) 自立支援プログラムの導入等に関する事項が盛り込まれていない(5 福祉事務所)</p> <p>(4) 生活保護担当職員の資質向上</p> <p>厚生労働省は、生活保護制度に対する信頼性の確保及びケースワーカー等の資質向上に資する観点から、「生活保護担当職員の資質向上に関する提言」で示されている研修に関するガイドラインを策定し、都道府県・指定都市に示すことにより、ケースワーカー等が主体的に参加できる研修プログラム等が実施されるよう研修の充実を図る必要がある。</p> <p>(説明)</p> <p>【制度の概要】</p> <p>○ 生活保護担当職員の資質向上のための研修の充実方策 生活保護制度の適切な運営の確保を図る観点から厚生労働省に置かれた「生活保護担当職員の資質向上に関する検討委員会」が平成15年3月に「生活保護担当職員の資質向上に関する提言」を取りまとめ。</p> <p>同提言において、①経験年数が短いケースワーカー等の割合が増加していることから、必要な知識や対人援助技術等が不足し、生活保護担当職員の資質向上が必要であること、②都道府県等がケースワーカー等に対して行う研修については、実践研修プログラム等が</p>	<p>→ 都道府県等の本庁が管内の福祉事務所のケースワーカー等を集めて実施する対人援助技術等の研修に資するため、ケースワーカー等が主体的に参加できる演習形式の研修手法を手引きとしてまとめ、平成21年4月に都道府県等に対し配布する予定。</p> <p>この手引きについては、「生活保護担当職員の資質向上に関する提言」でガイドラインの内容として示された i) 研修体系、ii) 研修プログラム、iii) 研修の時期や頻度、iv) 研修を担う人材の養成などの事項を盛り込むこととしており、学識経験者や社会福祉士を交えて研究を行っているところ。</p> <p>また、平成20年3月に各福祉事務所に配布した「自立支援の手引き」及び研修用視覚教材を積極的に活用するよう、ブロック会議及び部局長会議において都道府県等に対し要請したところ。</p>

勧告要旨	関係省が講じた改善措置状況
<p>必要であり、このため、厚生労働省が専門家を活用してガイドラインを作成することが望ましいことを指摘</p> <p>【調査結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経験年数や専門知識の乏しいケースワーカー等が増加している中、主体的に参加できる研修の実施が不十分 { <ul style="list-style-type: none"> 都道府県・指定都市において、ケースワーカー等が主体的に参加できる研修が実施されていない例あり } ○ 厚生労働省において、「生活保護担当職員の資質向上に関する提言」で求められている実践研修プログラム等を作成するために必要なガイドラインが未策定 	